

第三者評価結果

事業所名：横浜市立松見保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a

<コメント>

- ・全体的な計画は、子どもを権利の主体として位置付ける児童福祉の理念をもとに作成されている「よこはまの保育」をとらえて作成しています。保育所の理念、方針、目標にもとづき、子どもの発達過程、地域の特性、長時間にわたる保育への配慮をした内容になっています。保育士の姿勢に「子どもの最善の利益の実現を第一に考える」とあり、職員は、子どもの最善の利益を最優先すべき価値観として捉えて作成しています。計画は、会計年度職員などが参加しやすい会議で検討するなどの工夫をし、保育に関わる全職員が参画して作成しています。
- ・全体的な計画は、それぞれの実践後の会議で振り返りを行い、評価・反省を行うとともに、年度末に全体的な振り返りを行い、次年度に反映しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a

<コメント>

- ・室内の適切な温度や湿度などについては、看護師巡回訪問の手引きにもとづいた衛生管理マニュアルに掲載されており、常に決められた状態に保ち、日誌への記録を行っています。生活の環境として保育者の声量にも配慮しています。毎日、安全点検簿のリストに沿って遊具等の点検を行うとともに、月に一度位の頻度で、建物、設備、備品に関する点検を業者の協力のもとで実施しています。布団乾燥は、年6回実施しています。遊びと食事の空間を分け、遊び毎にコーナーを設け、子どもの動線に配慮した家具の配置をしています。遊びのコーナーには、それぞれにマットが敷かれ、落ち着いて遊べる環境となっています。2階廊下には、ベンチを設置し、静かに過ごしたい子どもが使用できるように工夫しています。ホールも必要に応じて使用することがあり、子どもが安心してくつろげる環境を整備しています。
- ・トイレは明るく清潔に保たれ、1階には園庭で遊んでいる幼児も使用できるように、ドアが付いているものが用意されるなど工夫されています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
---	---

<コメント>

- ・新入園児については、入所書類や面談などを通し、また進級児は、保護者との会話や面談などから子どもの発達過程や家庭での生活の様子を把握し、職員間で共有しています。日ごろから、ゆったりとした姿勢で、子どもの気持ちを肯定的に受け止めるように関わること、子どもが安心して自分を表現できるように取り組んでいます。自分を表現する力が不十分な子どもには、表情やしぐさから思いをくみ取り、見守ったり代弁したりしています。クラスの枠を超えて、子どもが話しやすい職員と対話をすることもありま。子どもからの要求や提案については、極力応えるように努めています。応えられない場合は、理由を伝え、しっかり話を聞く、他の場面で叶えられるようにするなどの工夫をしています。
- ・実践の場で場にそぐわない言葉の発信があった場合には、職員同志、声を掛け合うとともに、良い言葉がけの時にも声を掛け合うような体制が出来ています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
---	---

<コメント>

- ・子ども一人ひとりの発達に加え、意欲なども観察しながら、子どもの姿に合った援助を行い、基本的な生活習慣が身に付くように支援しています。遊びの中にスナップ、ボタン、シュシュ等を配置しておくことで着脱時に指先を器用に使えるようになっていたり、低いイスを用意することでズボン履きやすくなったりするように日ごろから工夫し、子どもが達成感を味わい、自分でやろうとする気持ちに繋がるようにしています。保育活動に時間的な余裕を持つことで、子どもが安心して身の回りのことに取り組めるように配慮しています。手洗いの方法や流し台の並ぶスペースには、マークを表示するなどして、視覚的にもわかりやすいようにしています。
- ・食事や睡眠、排せつ、清潔、着脱など、基本的な生活習慣の大切さについては、保育の中で伝えたり、子どもと考えたりするとともに、看護師巡回訪問時に紙芝居や模型の資料を活用した指導を受け、理解が深まるように取り組んでいます。

<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
--	---

<コメント>

・遊びごとにコーナーを設置し、子どもは自分の好きな遊びを選択して遊んでいます。棚や玩具入れに写真を貼り、片付ける場所がわかりやすいようにし、自主的・自発的な活動を促しています。子どもの持ち物入れや衣類を入れる棚にも個人用マークを貼り、主体的に活動が出来る環境を整備しています。職員は、カイコの飼育から「カイコ博物館」の作成に展開したように、日ごろから子どもの言葉に耳を傾け、興味関心に寄り添い、子どもの活動が、自発的に展開できるようにしています。朝夕の園庭遊びに加え、定期的なリズム遊びや運動遊び、戸外散歩を積極的に取り入れ、子ども同士の関わりを深め、身体を動かすことを楽しむことが出来るように取り組んでいます。子どもたちは、園庭開放利用者の親子やカイコ飼育でお世話になった土木事務所、郵便局、散歩時の消防署など、地域の人たちと接する機会を持ち、社会体験が得られています。

・自由な表現活動が出来るように、廃材や折り紙、テープ、絵画用品などを用意する一方で、子どもの姿を職員間で共有し、じっくりと表現活動に取り組める環境を工夫しています。

<p>A-1-(2)-⑤</p> <p>【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

・一人ひとりの発達やリズムに合わせて生活が出来るように、生活と遊びの空間を分けています。子どもの状態によって睡眠の時間帯が異なることを考慮し、隣接した多目的室を活用するなどの工夫をしています。愛着関係が形成できるように、緩やかな担当制を導入し、同じ職員が応援に入るように配慮しています。子どもの表情を大切に、目線、喃語、指差しに应答的に対応するとともに、スキンシップをとり、優しく語り掛けています。遊びのコーナーには、座って遊べる玩具、寄りかかって遊べる玩具、勾配のあるマットなどを用意し、発達に応じて楽しめるように工夫をしています。

・家庭とは、連絡票や送迎時の会話から情報の共有を行い、子どもの姿、保護者の要望など考慮し離乳食の対応などを行っています。

<p>A-1-(2)-⑥</p> <p>【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

・子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、ズボンが履きやすいようにベンチを用意したり、食事の際の食具を子どもに合わせていたりして、子どもが取り組みやすい環境を用意しています。ゆとりをもった言葉かけやさりげない援助をすることで、自分で出来た喜びを共感するように努めています。探索活動が十分できるように毎日の安全点検に加えて、園庭での死角をつくらないように保育者間で連携を図り、安全に遊べるように取り組んでいます。子どもの興味関心に寄り添い、保育者が一緒に遊んだり、見守ったり、代弁したりしながら安定して友だちと関わって遊べるように配慮しています。言葉が十分でなく、不安定な感情の表出が見られた場合には、受容的に受け止め、感情をコントロールする事への気づきに繋がるように援助しています。異年齢の日、園庭遊び、リズム、カイコ博物館への招待などで様々な年齢の子どもと関わり、園庭開放の親子や調理員などの大人とも日常的な関わりを図っています。

・保護者とは、子どもの自我の育ちや特に排泄にかかわる事柄について、連絡帳や送迎時の会話で共有し、連携を図って取り組んでいます。

<p>A-1-(2)-⑦</p> <p>【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

・3歳児は、遊びを中心とした活動に取り組めるよう、パズルやブロックなど子どもの興味関心のある玩具を用意するなど、環境を整えています。また、イメージを表現することを楽しめるように、ままごと・なりきり・見立て遊びなどで、友だちと一緒に安定して遊べるよう関わっています。テントウ虫の発見から飼育、栽培物のアブラムシ退治につながったように、子どもの興味関心に寄り添い、活動が広がるように援助しています。4歳児は、ビー玉やパズルブロックなどで、友だちと同じ遊びを楽しむことができるようになることから、廃材を使用してビー玉転がしなどに発展させていくなど、友だちと一緒に取り組むことで充実感が味わえるように支援しています。5歳児には、カイコの飼育から発展した「カイコ博物館」の取り組みのように、子ども同士の話し合いから主体的に活動を進め、やり遂げた充実感や達成感が味わえるように援助をしています。園行事においても、どんなことをしたいのか、最初に子どもと話し合いを行い、主体性をもって取り組めるようにしています。

・子どもの育ちや協働的な活動は、ドキュメンテーションにして保護者に伝えたり、神奈川区役所に食育活動のパネルを掲示し、区民に伝えたりしています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園舎には、多目的トイレ、階段の手すりなどが設置されています。特別な支援を必要とする子どもに対しては、イラストの表示や絵カードの使用に加え、必要に応じてパーテーションやクールダウンできる部屋を用意し、安心して生活できるように配慮しています。子どもの様子や経過を会議で話し合い、個別の指導計画を作成し、クラスの活動と関連付けて保育を行っています。子どもの状態や配慮すべき点などについて、会議に参加できなかった職員には、会議報告をしたり、議事録で確認したりして全職員の共有化を図れるように取り組んでいます。加配職員やフリー職員が仲立ちすることで、子ども同士の関わりを増やし、ともに成長できるように支援しています。職員は、要配慮児研修に参加し必要な知識や情報を得るとともに、東部地域療育センターと連携し、巡回相談で対応の方法などの助言を受け保育に生かしています。 ・保護者には、入園説明会や懇談会で、多様な子どもたちが一緒に生活していることを伝え理解を深める取り組みを行っています。必要に応じて相談を受け、神奈川県発行のリーフレットの活用や関係機関の情報提供を行っています。 	
<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる保育については、1日の生活を考慮して年間指導計画、月間指導計画に位置づけを行い、計画性をもって取り組んでいます。子どもの人数やその日の様子によりローテーションを工夫し、乳児には、可能な限り同じ職員が対応し、朝・夕の保育はクラス担当が対応するように配慮しています。子どもの状況に応じて、ホールを活用するなどし、穏やかに過ごせる環境を用意しています。18時30分以降の延長保育では、捕食の提供を行っています ・子どもの状況について職員間では、クラスごとの引継ぎ簿を活用しながら口頭でも引継ぎを行い、保護者には、送迎時のコミュニケーションを図りながら、引継ぎ内容を伝え、チェックマークを付けています。 	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画の中に、幼保小連携教育事業やアプローチカリキュラムの記載があります。5歳児の指導計画は、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う内容になっています。近隣の小学校への訪問や運動会の練習見学、ネットワーク選任保育士が関わる近隣園との公園交流を行い、小学校以降の生活への見通しが持てるようにしています。上履きの使用、ハンカチの携帯など、就学以降の生活が安心して行われるように配慮する一方で、当番活動などの役割を持った取り組みや交通ルールに目を向けられるように配慮しています。近隣小学校の教員が来園し、保育参観、幼保小連携会議、研修などを行い連携を図っています。 ・保護者には、個人面談、懇談会、就学時健診での情報共有、就学に向けてのリーフレット配布などを通して、就学以降の見通しが持てるようにしています。保育所児童保育要録は、書き方研修を受け、多くの職員が関わって作成しています。 	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理マニュアルにもとづき、子どもの心身の健康状態を把握しています。毎日の健康状態は、乳児は連絡票、幼児は検温記録で保護者と園とで共有しています。子どもの急な体調悪化や、ケガについては、担任が主任や園長に報告した上で保護者に連絡をしています。健康状態に関する情報は、ミーティング等で職員間で共有し、特にケガについては、振り返りや今後の対策を話し合うとともに、保護者から事後の様子を確認し、記録に残しています。子どもの健康に関する計画を作成し、アレルギー疾患や熱性けいれんなどの既往症情報は、職員間で周知・共有しています。入所後の予防接種の情報などは、個人面談の際に確認し追記してもらっています。園で預かっている薬の情報は、一覧表にまとめクラスファイルに綴じ、閲覧出来るようになっています。 ・保護者に対し、子どもの健康に関する方針や取り組みは、入園時の説明会やこども青少年局の「すくすく」の配信を通して伝えています。乳幼児突然死症候群については、予防マニュアルを活用し、園内研修を実施する一方で、保護者には、入園説明会での説明やポスター掲示をして伝えています。 	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・歯科健診の結果は、健康台帳、歯科健診票へ記録し、健診後のミーティングで関係職員に周知出来るようになってきました。健康診断のために園医が訪問した際は、健康に関する最新の情報や事前に保護者から寄せられた質問に関してアドバイスを受け、保護者に伝えています。健康診断の機会を利用し、絵本を使った健康教育を行い、歯科健診後に歯磨き指導を受けるなど、子どもの健康に関する意識が深まるように取り組んでいます。 ・保護者には、園医からの返答などの詳細とともに口頭で個別に結果を伝えるようにしています。園だよりで、健診結果の情報や園医からの子どもの健康生活に必要な情報提供をするとともに、横浜市で発行している保健だより「すくすく」を配信し、家庭での健康生活に生かされるように配慮しています。 	

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

- ・アレルギー疾患のある子どもに対しては、アレルギー対応ガイドラインにもとづいて、医師の指示書をもとに保護者、園長、担任、調理員との面談を毎月実施し、献立や提供内容の確認を行っています。実際の提供にあたっては、園独自のマニュアルをもとに、ミーティングで提供内容を確認し、トレー、食器、テーブル、台布巾は専用のものを使用するなど誤食の無いようにしています。他児には、除去食の必要性について理解できるように説明をしています。慢性疾患のある子どもに対しては、生活管理表、与薬に関する主治医意見書にもとづいて、日中の活動の節目で様子を確認するなどの対応をしています。職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等に関する研修に参加し、知識・情報を得て、職員間で共有しています。
- ・保護者には、入園説明会で食物アレルギーや与薬についての園としての方針を説明し、理解を図るようにしています。なお、災害時には、アレルギー疾患のある子どもは、名前と除去品を書いたビブスを着用することになっています。

<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a

<コメント>

- ・年間食育計画を作成し、食に関する経験が計画的に出来るように取り組んでいます。遊びと食事のスペースを分け、子どもの体格に合わせて足が床につくように台を使用して座る、発達に合わせた食具を使用するなど、落ち着いて食事がとれる環境を整えています。午前中に十分な活動を保障し、空腹の状態で食事をとることが出来るようにする一方で、食事の量を加減したり、保育士が子どもと一緒に指導食をとったりすることで、楽しく食事がとれるように工夫をしています。おくらやピーマンに触れる、枝豆のさやとり、トウモロコシの皮むきなど野菜の下ごしらえや、ポップコーンやゴーヤの佃煮、スイートポテト作りなど、収穫した物でのクッキング等、食育に関する計画を作成し、食に関心を深めるための取り組みを行っています。
- ・保護者には、提供した食事の写真を掲示したり、懇談会時にサンプルや離乳食の写真を使用し内容や量を伝えたりしています。また、子どもが行った食育活動の様子は、ドキュメンテーションにして配信を行っています。毎月給食だよりや園だよりに人気メニューのレシピを掲載して配信しています。食に関する相談は、担任や調理員が直接話を聞いています。

<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

- ・担任と調理員、家庭との連携を図り、子どもの年齢や発達、体調に合わせた献立や調理の工夫をしています。特に離乳食については、未食が無いように予め家庭で摂取をお願いしています。職員は、日々の保育の中で、子どもの苦手な食材や食する量を把握した上で、子どもと相談しながら量を調整し、給食日誌やミーティングで喫食状況を共有しています。献立検討会や給食日誌の記録は、次の調理に反映されるようになっていきます。横浜市立保育園共通の献立は、地域の文化や他国の文化、行事食などを取り入れ、旬の食材や季節を感じられるように作成されていますが、子どもの栽培した収穫物を加えることで、より季節感が感じられるように工夫しています。調理員は、食事中やクッキング活動の際にクラスを巡回し、直接子どもの様子を見たり、話を聞いたり、食に関する話をしたりしてコミュニケーションを図っています。
- ・横浜市で作成している、衛生管理マニュアル、衛生管理チェック表にもとづいて衛生管理を実施するとともに、調理員が衛生管理研修に参加し、日々の調理業務に生かしています。

A-2 子育て支援

<p>A-2-(1) 家庭と緊密な連携</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a

<コメント>

- ・乳児は「乳児連絡票兼個人記録」で体調や生活の様子を、幼児は、送迎時の会話に加えて、クラスごとにドキュメンテーションを掲示し視覚的にも伝えるようにしています。入園説明会で保育の方針や内容を説明し、各クラスにも園目標や全体的な計画を掲示しています。懇談会、個人面談、保育参加、保護者参加行事は、直接子どもに触れ合ったり、写真では味わえない子どもからの直接の反応が実感できたりして、保育内容についての理解を得、子どもの成長を共有し、子育ての喜びに繋がる機会になるよう取り組んでいます。保護者からは、保育参加後や行事後に、感想を聞き、園内に感想を貼り出しています。
- ・家庭の状況や相談内容、個人面談などの情報は、面談記録、カリキュラム会議録などに適切に記録・保管しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> ・職員は、送迎時の挨拶や子どもの様子についての会話を通して、保護者が話しやすい雰囲気を作り、信頼関係を築けるように努めています。個人面談は、予定を立てやすいように1か月前にお知らせを配布して日程調整を行っています。また、保護者から相談の要望があった場合には、直ちに対応する体制を整えるとともに、送迎時や電話、コミュニティボックスを活用した相談などにも応じられるよう取り組みを行っています。懇談会や園行事で保護者と顔を合わせる機会を持ち、子育てに共感し合ったり、相談内容に応じた関係機関を紹介したりして、安心して子育てが出来るように支援しています。 ・相談を受けた職員は、主任や園長に相談し、対応について話し合うとともに、面談は複数で受けるように主任や園長が同席するなどの工夫をしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> ・職員は、虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、送迎時の親子の様子や、着替え等の際の心身の変化に注視しています。権利侵害を疑われるケースが認められた場合には、直ちに園長に報告し、園全体で対応する体制が整っています。クラス日誌や個人日誌に記録を残すとともに、対応マニュアルに沿って行政や児童相談所等の関係機関に報告をしています。日ごろから保護者に声かけを行い、話を聞きながら、一緒に子どもの対応を考えていくなど、予防的に保護者の精神面、生活面を援助するよう取り組んでいます。行政区や児童相談所との連携が図られ、関係機関が集まりカンファレンスを行うケースもあります。虐待に関するガイドラインが整備され、園内研修や行政区の実施する研修に参加し、権利侵害が疑われる子どもの状態や行動等の情報や知識を習得し、内容を共有し理解を深めています。「より良い保育のためのチェックリスト」を活用し、人権に関しての意識を高めています。 ・入園説明会で配布する重要事項説明書の中の項目に、虐待が疑われる場合の報告義務について記載があり保護者に説明をしています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<コメント> ・職員は、日々、実践後に自らの保育内容を振り返り、次の活動に繋げています。週・月・期・年の指導計画を作成する際に、子どもの状況や姿に適切に対応できていたか、子どもの心や意欲などの内面に配慮していたかなどを評価・反省し、次回の計画に反映しています。各会議で職員が話し合う事で、客観的な視点での子どもの捉え方や思いに気づき、互いの学び合い、保育の改善や専門性の向上になるよう努めています。年度末に行う様々なマニュアル等の見直しを行う際に、保育の方針や園目標を再確認しています。保育所の自己評価の結果について公表することで、説明責任を果たす一方で、園の特色や良さの理解を深め、園としての課題や改善点を可視化し、組織的な保育の質の向上に繋がるよう取り組んでいます。 ・職員は、目標共有シートを用いて、自らの目標を設定し、園長との面談を行い、助言や意見を得て、さらなる保育力の向上に繋がるよう取り組んでいます。今後は、園の保育方針や目標に沿って、保育実践の場面について全職員の保育観のすり合わせをし、さらなる質の向上が図られることが期待されます。	